第14回北斗市農業委員会総会議事録

令和2年 4月27日 開催

北斗市農業委員会

招集年月日	令和2年 4月27日				
招集場所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室				
委員の出欠状況	1番 澤 田 亨 出席 8番 佐々木 敬 子 出席				
(出席 13名)	2番 佐々木 秀 樹 出席 9番 中 川 哲 出席				
(欠席 1名)	3番 岡 村 栄 士 出席 10番 吉 田 勝 幸 出席				
	4番 落 合 修 出席 11番 笠 原 勝 幸 出席				
	5番 時 田 孝 喜 出席 12番 山 田 長 政 出席				
	6番 加 藤 隆 出席 13番 椛 澤 健 一 出席				
	7番 山 本 正 人 出席 14番 和 田 勝 雄 欠席				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 事 佐 藤 優 哉				

会長提出議案	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について
	報告第2号	農地法第4条の規定による届出について
	報告第3号	国有財産(国有農地等)の売払い報告について
	議案第1号	土地の現況証明書の交付について
	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の 確認について
	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画(所有権移転)の決定について
	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画(賃貸借)の決定について
	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画(使用貸借)の決定について
	議案第7号	農地移動適正化あっせんの申出について
	議案第8号	土地の現況証明調査委員の指名について
委員提出議案		
等の標題		

第14回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和2年 4月27日 午後 1時30分

日程第	1	会議録署名委員の指名について	
日程第	2	会期の決定について	
日程第	3	農地法第3条の規定による届出について	(報告第1号)
日程第	4	農地法第4条の規定による届出について	(報告第2号)
日程第	5	国有財産(国有農地等)の売払い報告について	(報告第3号)
日程第	6	土地の現況証明書の交付について	(議案第1号)
日程第	7	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確 認について	(議案第2号)
日程第	8	農地法第3条の規定による許可申請について	(議案第3号)
日程第	9	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画(所有権移転)の決定について	(議案第4号)
日程第1	0	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画(賃貸借)の決定について	(議案第5号)
日程第1	1	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画(使用貸借)の決定について	(議案第6号)
日程第1	2	農地移動適正化あっせんの申出について	(議案第7号)
日程第1	3	土地の現況証明調査委員の指名について	(議案第8号)

第14回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和2年 4月27日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	1件
2	報告第2号	農地法第4条の規定による届出について	会長	報告済	1 件
3	報告第3号	国有財産(国有農地等)の売払い報告について	会長	報告済	1件
4	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	4件
5	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	4件
6	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	2件
7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定 について	会長	決定	6件
8	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ る農用地利用集積計画(賃貸借)の決定につ いて	会長	決定	38件
9	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定に ついて	会長	決定	2件
1 0	議案第7号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	3件
1 1	議案第8号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	_

(午後 1時30分 開会)

(開会宣言) 事務局長

ただいまより、第14回北斗市農業委員会総会を開催いたします。 和田会長につきましては、療養中ということでございますので、 本総会につきましても澤田職務代理より開会の御挨拶をいただきた いと思います。よろしくお願いいたします。

澤田職務代理

総会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま、会長の件に関しては、今、局長のほうから話があったとおりで、また1カ月なのか、1カ月ちょっとなのかで、私が次の総会もここにいなきゃならないのかどうかは瀬戸際なところではございますが、そろそろ皆さまも農作業のほう、田んぼのほうも忙しくなってきているとは思います。天候のほうが、ちょっと不順になっていますので、トラクターや農機具系などに関しては事故のないように行うなど気を付けて農作業のほうを進めていただければと思います。

本日は、報告3件、議案8件であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。

事務局長

委員の動向をお知らせいたします。

先ほどお話しましたとおり、和田会長から欠席の届け出がありま したので報告いたします。

北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますが、農業委員会等に関する法律第5条第5項では、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」こととなっておりますので、本日も澤田職務代理が議長として議事を進行することとなりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長

それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。

日程第1

議長

日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。

議席番号4番落合修委員、議席番号5番時田孝喜委員の両名を指名いたします。

日程第 2 議 長

日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに御異議ありませんか。

議長

御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたします。

日程第3

議長

日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」 を議題といたします。

番号1を上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧 地について、相続により権利を取得した者は農業委員会に届け出る こととなっております。

本件につきましては、道道上磯峠下線の東側で、自宅付近、農業排水沿いなどの農地であります。

この届け出につきましては、「北斗市農業委員会事務専決規程」に 基づき専決処分しましたことを報告するものでございます。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

13番椛澤委員。

椛澤委員

これ、御本人の届け出ということですよね。先日、ちょっとある人から相談を受けたのが、「相続したのに届け出を忘れていた」と。調べてもらったら、こちらの台帳には相続した後の人の名前が載っていると、そういう場合はそういう届け出は必要ないということでよろしいと思うのですけれども、いいですよね。

議長

事務局、大森係長。

大森係長

農地法上、相続した場合は必ず報告してもらうことになっていますけれども、今言ったように、忘れられたという方もいらっしゃると思います。

税務課のほうで、課税の状況を調べるために1年に1回、法務局のデータを反映させて、1月1日現在の状況を反映しているデータをもらいまして、我々のほうも反映させるので、その反映させるまでの間が、ちょっと相続がわからないという状況があるものですから、できれば報告を出してもらいたいと思います。ただ、終わったものに関しましては済んだということになりますので、改めて出していただく必要はないと思います。

議長

よろしいでしょうか。

椛澤委員

わかりました。

議長

他にございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

なければ、本件は報告済みといたします。

日程第4

議長

日程第4 報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」 を議題といたします。

番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第4条第1項第8号の規定により農業委員会に届け出ることとなっております。

本件に関しましては、道道大野上磯線沿いの市街化区域内にある 農地で、道路拡幅に伴う一般住宅建築等により宅地敷地が狭小となったため転用の届け出があったもので、「北斗市農業委員会事務専決 規程」に基づき専決処分しましたことを報告するものでございます。 なお、令和2年4月14日付けで届出の受理通知を出しております。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。

日程第5

議長

日程第5 報告第3号「国有財産(国有農地等)の売払い報告について」を議題といたします。

番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、本年2月開催の第12回総会におきまして

「国有財産(国有農地等)の売払いに係る農業委員会への意見照会について」の案件で報告しておりましたが、このたび渡島総合振興局より本年3月25日付けで登記が完了した旨の通知があったことから報告するものでございます。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。

日程第6

議長

日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、中川哲 委員より報告をお願いいたします。

中川委員

それでは、報告します。

4月8日、大森係長、佐藤主事、そして山田委員、椛澤委員、澤田委員、そして私、計6名で現況調査をしてまいりました。

調査委員の意見といたしまして、番号1、当該地は山頂にありまして、申請のとおり原野化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号2、当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号3、当該地は農地と宅地とが半分ずつに分かれておりまして、黒塗りのほうが宅地化しておりまして、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号4、当該地は建物が建っておりまして、宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。

以上です。

議長

報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 13番椛澤委員。

椛澤委員

異議はないのですけれども、議案の参考図面、これも修正したほうがいいと思います。

議長

他にございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第7議長

日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

番号1から番号4までを一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件を満たしているということとなりまして、いずれも解約合意と引き渡しが同日で行われ通知されておりますので問題ないと考えられます。

なお、番号1、番号2及び番号4につきましては議案第5号での 賃貸借について、番号3につきましては議案第3号での所有権移転 についてそれぞれにおいて御審議いただく予定となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第8

議長

日程第8 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1を上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号1につきましては、議案第1号において審議いただきました 案件でございますが、価格面において経営基盤強化促進法での所有 権移転ができないため、第3条での許可について御審議を賜るもの でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

次の番号2の審議に当たりましては、北斗市農業委員会会議規則 第25条の規定により、私が「議事参与の制限」の対象となります ので、議長を12番山田委員に交代いたします。

よろしくお願いいたします。

(山田委員 議長席へ移動)

山田委員

議長がかわりますが、よろしくお願いいたします。

1番澤田委員については、北斗市農業委員会会議規則第25条の 規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めま す。

(澤田委員 退席)

山田委員

それでは、番号2を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

山田委員

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号2につきましては、市街化区域内農地のため経営基盤強化促進法での利用権設定ができないため、第3条での許可について御審議を賜るものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

山田委員

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴したいと思います。

(「異議なし」の声あり)

山田委員

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 それでは、議長を交代いたします。

(澤田委員 復席・議長席へ移動)

日程第 9 議 長

日程第9 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。

番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号1につきましては、近隣を耕作する担い手に売買するものでございます。番号2につきましては、隣接する農地を耕作する担い手に売買するものでございます。番号3につきましては、隣接する農地を耕作する担い手に売買するものでございます。番号4、番号5及び番号6につきましては、経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により賃貸借を設定し耕作していた担い手に売買するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第10 議 長

日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規 定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について」を議題と いたします。

番号1から番号33までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、賃借料の伴う貸し借りでございます。

番号1につきましては、ダイハツ北海道販売㈱より北東側の農地で、遠隔地のため近隣を耕作する方へ貸すものであります。番号2につきましては、番号1で説明しました農地の隣接地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものであります。番号3につさましては、清水川工業団地内ヨコハマタイヤ㈱より西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものであります。番号5につきましては、島川小学校より北東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものであります。番号5につきましては、島川小貸すものであります。番号6につきましては、中野会館より南西側の農地で、高齢のため隣接地を耕作する方へ貸すものであります。番号7につきましては、南大野墓地より東側の農地で、袋地のため隣接する方へ貸すものであります。番号8につきましては、番号7で

説明しました農地の隣接地で、労働力不足のため隣接地を耕作する 方へ貸すものであります。番号9につきましては、議案第2号の合 意解約について御審議いただきました農地で、労働力不足のため隣 接地を耕作する方へ貸すものであります。位置につきましては、番 号7及び番号8の隣接地となります。番号10につきましては、駒 井生コン㈱より西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する 方へ貸すものであります。番号11につきましては、日建片桐リー ス㈱より南側の農地で、労働力不足のため同地区へ居住する担い手 へ貸すものであります。番号12につきましては、文月開拓の難波 宅より南側の農地で、労働力不足のため規模拡大を図る方へ貸すも のであります。なお、当該地は平成28年にあっせんの申し出が出 されている農地でもあります。番号13につきましては、文月山の 神神社より南側の農地で、労働力不足のため規模拡大を図る方へ貸 すものであります。番号14につきましては、文月消防団第11分 団より東側、及びライスターミナルより北側の農地で、労働力不足 のため規模拡大を図る方へ貸すものであります。番号15につきま しては、千代田墓地より東側の農地で、労働力不足のため隣接地を 耕作する方へ貸すものであります。番号16につきましては、議案 第2号の合意解約について御審議いただきましたしいき循環器科内 科医院より東側の農地で、労働力不足のため近隣を耕作する方へ貸 すものであります。

なお、番号17から番号33までにつきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

次の番号34の審議に当たりましては、北斗市農業委員会会議規 則第25条の規定により、私が「議事参与の制限」の対象となりま すので、議長を12番山田委員に交代いたします。

よろしくお願いいたします。

(山田委員 議長席へ移動)

山田委員

よろしくお願いいたします。

1番澤田委員については、北斗市農業委員会会議規則第25条の 規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めま す。

(澤田委員 退席)

山田委員

それでは、番号34を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局:朗読)

山田委員

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、本年2月の第12回総会において農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が買いました農地を近くの担い手へ貸すものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

山田委員

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

山田委員

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。それでは、議長を交代いたします。

(澤田委員 復席・議長席へ移動)

議長

次の番号35の案件につきましては、10番吉田委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。

(吉田委員 退席)

議長

それでは、番号35を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、新函館北斗駅へ向かう交差点より北東側の 農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものございま す。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

(吉田委員 復席)

議長

次の番号36及び番号37の案件につきましては、5番時田委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。

(時田委員 退席)

議長

それでは、番号36及び番号37を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、継続の案件でありまして、引き続き賃貸借するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

(時田委員 復席)

議長

次の番号38の案件につきましては、3番岡村委員が北斗市農業 委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象と なりますので、退席を求めます。

(岡村委員 退席)

議長

それでは、番号38を上程いたします。 事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、継続の案件でありまして、引き続き貸借するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

(岡村委員 復席)

日程第11 議 長

日程第11 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規 定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題 といたします。

番号1及び番号2を一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号1につきましては、鹿島神社より東側及び西側ほかの農地で、 労働力不足のため規模拡大を図る担い手へ貸すものでございます。 番号2につきましては、継続の案件でありまして、引き続き貸借するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第12 議 長

日程第12 議案第7号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。

番号1から番号3までを一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。

番号1につきましては、議席番号10番吉田勝幸委員、議席番号 11番笠原勝幸委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を、番号2 につきましては議席番号5番時田孝喜委員、議席番号14番和田勝 雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を、番号3につきまして は議席番号8番佐々木敬子委員、議席番号14番和田勝雄委員、補 助委員として鹿角昭夫推進委員を指名することに御異議ありません か。

議長

御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。

日程第13 議 長

日程第13 議案第8号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。

事務局に朗読させます。

(事務局:朗読)

議長

朗読が終わりましたので、調査委員の指名をいたします。 議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号4番落合修委員、議席番 号10番吉田勝幸委員、議席番号11番笠原勝幸委員、以上の4名 を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第14回北斗市農業委員会総会を閉会いたし

ます。
御苦労様でございました。

(午後 2時34分 閉会)

 会長(議長)
 澤田
 亨

 署名委員
 落合
 修

 #
 時田孝喜